

身近にある相談場所

障害のあるご本人や、ご家族・身近な方の相談やサポートを受け付けている窓口があります。

<文京区>

まどぐち 窓 口	しょうがいしゅべつ 障害種別	しよざいち 所在地	といあわ さき お問合せ先
しょうがいふくし か 障害福祉課	しんたい 身体 ちてき 知的 しょうがいじ 障害児	かすが 春日 1-16-21 ぶんきやう 文京シビックセンター	☎ 5803-1219(身体) ☎ 5803-1214(知的) FAX 5803-1352(共通)
よぼうたいさくか 予防対策課	せいしん 精神・発達・難病	かいみなみがわ 8階南側	☎ 5803-1230 FAX 5803-1355
ほけん 保健サービスセンター	せいしん 精神・発達・難病	かいきたがわ 8階北側	☎ 5803-1807 FAX 5803-1371
ほけん 保健サービスセンター ほんごうしよ 本郷支所	せいしん 精神・発達・難病	せんだぎ 千駄木 5-20-18	☎ 3821-5106 FAX 3822-9174
しょうがいしや きかんそうだんしえん 障害者基幹相談支援センター	ぜんしょうがい 全障害・難病	こひなた 小日向 2-16-15 ぶんきやうそごうふくし 文京総合福祉センター1階	☎ 5940-2903 FAX 5940-2904
きやういく 教育センター 総合相談室	しょうがいじ 障害児	ゆしま 湯島 4-7-10	☎ 5800-2594 FAX 5800-2590
しょうがいしやしゅうろうしえん 障害者就労支援センター	ぜんしょうがい 全障害	ほんごう 本郷 4-15-14 ぶんきやうくみん 文京区民センター1階	☎ 5805-1600 FAX 5805-1601

<東京都>

まどぐち しょうがいしゅべつ 窓口《障害種別》・相談内容	しよざいち といあわ さき 所在地・お問合せ先
しんしんしょうがいふくし 心身障害者福祉センター《知的・身体・高次》 しんたいしょうがいしや てちやうおよ 身体障害者手帳及び18歳以上の方の愛の手帳の発行や こうじのうきのしょうがい 高次脳機能障害のある方への相談・支援等	しんじゅくかぐら がし 新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎 (セントラルプラザ) 12階～15階 ☎ 3235-2961(愛の手帳判定予約) ☎ 3235-2955(高次脳機能障害専用電話相談) FAX 3235-2957(電話での相談が難しい場合)
せいしんほけんふくし 精神保健福祉センター こころの問題や病気で困っているご本人、ご家族、身近 なたからの相談等	たいとうくしたや 台東区下谷 1-1-3 ☎ 3844-2212(相談専用)・FAX 3844-2213
はつたつしょうがいしやしえん 発達障害者支援センター(TOSCA) とうきやうとざいじやう 東京都内で、発達障害のあるご本人、ご家族、関係機関・ しせつ 施設からの相談・支援等	せたがやくらなばし 世田谷区船橋 1-30-9 ☎ 3426-2318・FAX 3706-7242 (電話または、来所による相談 ※予約制)
とうきやうとなんびやうそうだん ①東京都難病相談・支援センター じゆんてんどうたいいくしんりやうほうしやせんがつかじしゅうとう 順天堂大学診療放射線学科実習棟2階 ☎ 5802-1892 ②東京都多摩難病相談・支援室 とうきやうとなんびやう ③東京都難病ピア相談室	ぶんきやうくゆしま ①文京区湯島1-5-32 ②府中市武蔵台2-6-1 都立神経病院2階 ☎ 042-323-5880 ③渋谷区広尾5-7-1 東京都広尾庁舎1階 ☎ 3446-0220(相談) ☎ 3446-1144(予約・問合せ)
とうきやうとしょうがいふくし 東京都障害者福祉会館《全障害》 しょうがいしゅべつそうだん 障害種別相談・図書資料・視覚障害者文字サービス等	みなとくしほ 港区芝 5-18-2 ☎ 3455-6321・FAX 3453-6550

ともに生きるまちづくりをめざして 私たちにできること

障害があってもなくても、

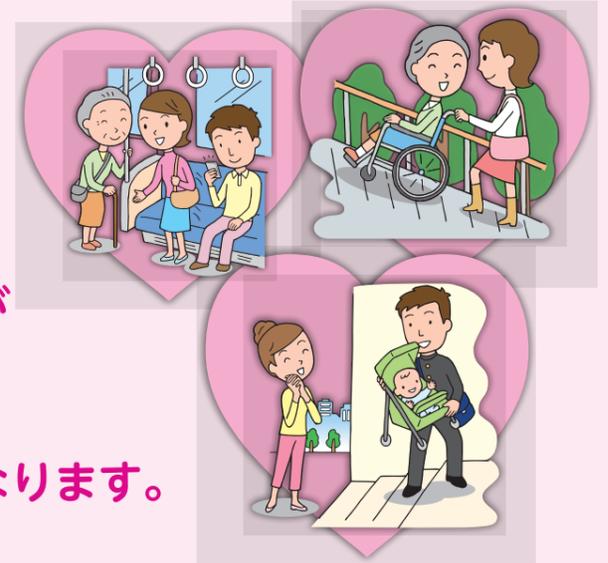
子どもも大人も、

自分らしく生きていたい。

そんな「あたり前のこと」が

あたり前でなくなった時、

人はとても悲しい思いになります。



「何かお手伝いしましょうか。」

勇気を出して声をかけても、断られることもあるかもしれませんが、

それはその時お手伝いの必要がなかっただけで、「恥ずかしい」

「せっかく声をかけたのに」と気にする必要はありません。

みんなで声をかけあい、助け合いましょう。

このハンドブックは、障害のことや障害のある人に対する知識や理解を深めていた
だくために作成しました。しかし、ここで紹介した情報がすべての障害のある人た
ちにあてはまるわけではありません。

障害のあるなしに関わらず、「その人を理解する」ために必要なのは、「お互いの一
人の人間として向き合う心である」ということを忘れずにいたいものです。

共に生きるまちをつくっていきましょう。